

# 大阪の解放教育運動の到達点と今後の課題

## 研究所総論部会事務局

### 一、はじめに

一九八四年四月、「解放教育計画運動十年の総括の上に立ち、今後の重点課題を明らかにしよう」をスローガンに、第二次解放教育計画検討委員会が組織され、一年間の研究・討議を行ない、「中間報告」(八四年十二月)の公表につづき、現在、三月末の「最終報告」の提出にむけ、急ピッチでとりくみが進められている。部落解放研究所は全体事務局を担当し、教育・地域部門の各部会が積極的に審議に参加してきた。

「大阪の解放教育運動の到達点と今後の課題」に関する総論部会での討議の経過を以下に紹介する。

#### 注記

① 第一次教育計画検討委員会は、部落解放同盟大阪府連第二十

回大会方針で解放教育計画運動が提起されたのを受けて一九七四年に組織され、二年間の討議のうち「中間報告」および「報告」を提出し、当時の解放教育運動の当面する課題を明らかにした。(報告書は『部落解放』第七九号として刊行)

当時、大阪府連書記長の大賀正行氏は次のように解放教育運動の課題を提起した。

「部落解放をめざす学校教育計画は、大阪での運動の歴史的経過、府連大会でしめされている総合計画のなかに教育計画を位置づける方針、現実に行なわれている校舎建設、一昨年出された「中教審」答申との具体的な対決の必要性、これらを背景にして具体的な日程にのぼってきた。「中教審粉碎」を叫んでも、叫ぶだけでは粉碎することはできない。学校で、具体的にその力関係をつくりあげる必要がある。いまあげられている学校教育計画運動がそれであり、とくにこうした諸事情を集約して、それを目的意識的にうちだすことが、学校教育計画だといえる。

この方針を具体化するためには、「同和」教育をめぐるあら

ゆる組織が有機的に結合しなくてはならない。その第一は、同盟支部とPTA・学校とを結ぶことである。その第二は、保育所・小・中学校、さらに将来は高校を結ぶことである。いうまでもなく、前者は地域の結合を軸にしたものであり、後者は、教育機関を軸にしたものである。」

（「解放教育」七三年三月号）

## 二、大阪の解放教育運動の歩み

大阪の解放教育運動の歩みをふりかえり遺産と教訓を確認することは、今日のわれわれが当面する課題を解明し、今後の方向性を探る上でも、必要不可欠なことである。

大阪の解放教育運動の歩みをふりかえる時、三つのフシを確認できる。この節目の時期にはその後の解放教育闘争を方向づけた重要な闘いが存在し、また大阪府・市の同和教育予算の推移や同和加配教員の配置状況の推移からも読みとれる。

第1のフシは、1959年の日之出プラカード事件に端を発した大阪市内ブロック教育闘争の時期である。当時は、部落の教育実態を見ずえることなく、「大阪は混住が進み部落差別はほとんどない」と公言する教師が多く、「宿題を忘れた子」「給食代を忘れた子」というプラカ―

ドを部落の子供たちに首からかけさせ、廊下や運動場に立たせる差別教育がまかり通っていた。これらの差別教育を告発して親と子が立ち上がり、学校に対して子供をとりまく部落差別の実態を直視した地域にねづく教育実践を要求し、同時に教育行政に対しても、差別実態を放置してきた行政の差別性を鋭く追求し、教科書無償・給食費無償や奨学金制度の確立をかちとった。府下においても、1961年の「八尾中学事件」など部落の子供たちの立ち上がりと教育実践の深まりがみられたが、持続的なものではなかった。これらの動きのなかで、「同和教育」行政が開始され、義務教育特別就学奨励費や解放奨学金の制度化、同和加配（当時は教育困難校加配）の配置、地区補充学級の取り組みなどがはじまっていった。

第2のフシは、1968年の差別越境入学反対闘争からはじまる本格的な解放教育運動の高揚の時期である。大阪の解放教育運動はこの時期にいたって全国の「同和教育先進県」に追いつき、以降の発展のなかで追いついたと言える。1965年の同対審答申を完全実施させる闘いの中で教育闘争も各地で活発化し、学校交渉や行政闘争が巻きおこった。その結果66年に大阪府が、67年に大阪府が同和教育基本方針を策定し、「すべての学校・園で同和教育を推進する」ことを明示し、同和教育推進に積極姿勢を取った。

り出した。この新しい行政姿勢の真価が問われたのが68年の差別越境入学反対闘争である。「越境は違法かつ差別である」との解放同盟の追求の中で、教育行政は越境根絶を確約し、「有名中学」への越境生の受け入れ禁止と地元校（ほとんどが部落を校区にもつ学校）への復帰、越境生を受け入れる部落を校区にもつ学校を「同和教育推進校」と位置づけ、これまで父母負担に任せていた学校施設設備の拡充にとりくんていった。

教育行政が、解放同盟に結集する地域父母の要求にこたえて「同和教育」推進に前向きな姿勢をとるようになっても、学校や保育所の現場ではまだまだ「同和教育推進」派は少数派であった。そこから「同和教育」推進を「上からの押しつけ」としかうけとめず、地域（親）と学校（保育所）現場との矛盾が深まっていく。差別越境入学反対闘争に見せた対応に示されるように、「越境根絶は大事な課題だが進学受験競争の過熱化した中では必要悪の側面もある」との意見から消極的対応）、教職員組合運動の多くは「同和教育」推進に熱心とは言えず、組合運動の重点課題に解放教育が位置づいてはいなかった。このような教育労働運動の在り方が1969年の矢田教育差別事件で問いなおされた。「『同和』のことなどでおそくなることはどうしてもあきらめなければならぬのでしようか」（木下検

抄文）と、地域の願いと教師の労働条件改善の要求を対立させることはあやまりであり、教育労働運動としても解放教育推進の方針を打ちたてるべきであることが確認され、以降、教育労働運動としてのとりくみも本格化していった。

教育行政の姿勢が改まり、教職員組合運動の方針が確立していても、まだまだ教育現場には「逃げ」の姿勢がみられたが、あいつぐ差別事件の糾弾闘争や解放教育読本「にんげん」無償配布、「非行」克服のとりくみを通じて、学校（保育所）ぐるみの解放教育が要求され、教職員集団の質が問いなおされ、変革されていった。この頃から「同和教育」にかわって「解放教育」の呼称が使われていった。

第3のフシは、部落解放同盟大阪府連第二〇回大会方針をうけた1974年の「解放教育計画」運動の提唱とその実践である。それは部落解放総合計画樹立実現の闘いの総括としてそれまでの環境改善中心の総合計画から教育計画や労働計画を今後は重視しようとの方向づけから生まれたものであり、同時に1970年以降に高まってきた同和保育運動の成果や子供会活動の果たす役割の重視から、学校（保育所）の地域が一体となった解放教育運動の展開をめざすものであった。

「教育条件の闘いから教育内容の闘いへ」「子供会、奨

学生、保護者活動の強化を」をスローガンに、地域における支部教育対策部の確立と指導性の強化をめざし、社会同和教育指導員制度の確立と青少年会館建設、子供会連絡協議会の結成、同和保育連絡協議会の発展保育・教育の保護者組織の確立と活動経験交流会の開催がはかられていった。

また、74年以後には反差別共同闘争の発展も特筆される。被差別統一戦線の提唱をうけて本格化した反差別諸団体との連携、交流が安中トッカビ子供会や「考える会」の発展、地元高校育成運動、75年の私学訴訟の提訴、77年の養護学校義務化反対、「障害」児(者)の地元校区保障の闘いとして、各地でたたかわれていった。そして、この闘いは、8月の「狭山・反戦平和・人権」旬間のとりくみを中心に、反差別・平和教育の課題とも結合して発展しつつある。

#### 注記

- ① 『戦後同和教育の歴史』第三部・第四部参照。解放出版社刊。(一九七六年刊)
- ② 部落解放同盟大阪府連日之出文部編『日之出子ども会創立二〇周年記念誌』(一九七四年刊)参照。
- ③ 全国同和教育研究協議会編『全国同教三十年史』第二巻所収、「第二回委員会報告」(一九八三年刊)

以上のように、1974年以降の解放教育計画運動は、同和保育運動の着実な成果を基礎にして、学校教育と同時に地域における自主的教育運動としての子ども会・奨学生活動・保護者活動の質的発展をめざすものであった。ここでは、保育所(就学前教育)から高校教育までを一貫した教育方針と実践を打ちたてることをめざし、「子ども像(どんな子どもに育てるか)の統一」、「保育所・学校(小・中・高)・地域(子ども会、親)の日常連携による地域教育者集団づくり」ととりくんできた。

この解放教育計画運動の10年を総括する時、大きな成果を上げたものとしてまず第一にあげられるのは、教育(保育)諸条件の整備が飛躍的に発展したことである。これは部落の子どもたちの教育の機会均等の完全保障実現のための保育・教育無償化をめざす諸施策(保育料減免・義務教育特別就学奨励費・解放奨学金制度・就職支度金など)とともに、よりよい教育(保育)内容を創造するための学校(保育所)建設・施設設備の充実、同和加配教職員(保育)の配置による学級定数引き下げの実現(保育所の定数引き下げと学校での30人学級)などをさす。憲法・教育基本法が明記し国際的にも常識となりつつある「教育無償の原則」がいかに大切であり、子どもたちの教育を受ける権利を保障し、よりよい教育内容を創造する上での大きな

- ④ 同右。第十一章参照。
- ⑤ 『部落解放』第三号所収、「大阪府の同和教育行政」(府教委指導二課)、「大阪市の同和教育」(森田長一郎)参照。(一九六九年刊)

⑥ 同右。「越境入学根絶と大阪市教組のたたかい」(市川正昭)前掲『戦後同和教育の歴史』第四部参照。

⑦ 「解放教育理論の豊かな創造をめざして」解放教育計画検討委員会第一次報告、『部落解放』第七九号(一九七五年刊)参照。

⑧ 八尾市安中地区に住む在日韓国・朝鮮人たちが中心となって、在日二世・三世の子どもたちの民族的誇りを高める活動を進めている組織。結成十周年を記念した記念誌「チング ワア ハムケ(なかもととも)」を参照。(一九八四年刊)

⑨ 「日本に住む在日朝鮮人子弟の教育を考える会」の略称。大阪市外国人教育研究協議会(市外教)とともに大阪における在日朝鮮人教育の推進に大きな役割を果たしている。

⑩ 私立高校生超過学費返還請求訴訟の略称。「私立と公立高校の学費格差が数十倍になるのは、教育の機会均等や高校教育の理念に反するもの」として、一九七五年八月に大阪地裁に提訴。高校教育の無償化にむけた国の施策や国民の教育理論の発展にも寄与。

### 三、解放教育計画運動の到達点

力となるかを見事に証明している。

成果の第一は、子どもたちの「荒れ」「非行」の問題へのとりくみの前進があげられる。全同教を中心とする同和教育運動は、「今日も机にあの子がいない」という部落の子どもたちの長欠・不就学へのとりくみの経験の中から、子どもたちの「荒れ」「非行」は、第一に、親の不安定な仕事や生活環境からきており、第二に、今日の差別と選別の教育体制の中で、切りきざまれ、孤立させられていく状況から生み出されるものであり、社会や文化の荒廃が元凶であるところをえてきた。そして、「荒れ」克服のためには、教師集団が単に管理体制をつよめるのではなく、被差別の立場にある子どもたちの側に立ち、地域の子ども会や青年部活動との連携を図り、子どもたちに自らの社会的立場を自覚させながら学力保障・進路保障にとりくむべきであるとしてきた。この面で、子ども会活動の発展と同和加配の拡充は大きな役割を演じてきた。1974年に部落解放子ども会大阪連絡協議会が結成され、同時に大阪府が社会同和教育指導員制度(市町村補助)と同和地区青少年会館設置補助をスタートさせ、今日まで47地区に子ども会が確立し、250名の専任指導員を配するに至っています。これらの各地域における子ども会活動が「荒れ」る子どもたちを解放運動の側に組織し、学校に対して

は教師集団の自己変革をせまり、同時に同和加配の拡充による条件整備や「生活合宿」などの、学校と地域が一体となった教育活動によって、さまざまな成果を生み出してきたといえる。

大阪では、部落の子ども達が通う学校よりその他の学校の「荒れ」の方が深刻だといわれる事態にあります。

全国的に「教育荒廃」が叫ばれている今日、われわれは、差別社会の矛盾を集中的に受けている部落の子どもたちに視点をおいたこの教育実践の経験の重要性を強調すべきである。

第三に、反差別共同闘争がこの10年間に大きく前進したことがあげられる。部落差別をなくす教育実践の前進につれ、同じ被差別の立場にある在日韓国、朝鮮人の子どもたち、「障害」を持つ子どもたちの教育も大きくクローズアップし、文字通り「解放教育」としての発展をみた。在日韓国・朝鮮人生徒の民族の誇りをとりもどす「本名宣言」の実践は、部落の子どもたち自らの社会的立場を自覚せざるよりくみに大きな影響を与え、障害者解放の教育や運動との交流は、「地域とともに生きる」ことの意味、人間の「共存」・「共生」・「共育」の重大性を再確認させていた。

#### 注記

らわれる。

この学校教育における差別の構造を変革するには、子供たちに対して部落問題を中心とした差別問題・人権問題の学習を強化すること、被差別の立場にある子供たちを中心にした集団づくりの実践・真の連帯感を育てる集団主義教育の実践を強めること、不満の鬱積の三要素である競争主義・管理主義・処分主義をあらためることが必要ですが、なによりも教師(集団)の姿勢、教師(集団)が被差別の立場の子供の側に立ちまわること、教師(集団)の自己変革が求められています。

その第二は「低学力」の問題である。学校の教育諸条件の整備、同和加配による30人学級実現などにより同和教育推進校の学校全体の教育水準は大きく高まったものの、部落の子どもたちの「低学力」はあまり改善されてはいません。全国的にみれば、例えば、広島県の部落の子どもたちは1983年3月卒の時点で94%の高校進学率に達していますが、大阪の部落の子どもたちの場合は、1976年3月卒をピークに、年々低下しないしは横ばい傾向にあり、84年3月では84%にすぎません。また、高校進学はしたものの中途退学があとをたたく、府平均の3倍に達し、高校卒業時に大学進学する者の率は半分以下の低い水準にとどまっています。

① 大阪府同和教育研究協議会編「子どもの「荒れ」に迫る大阪の解放教育」第一〜四集参照。(一九八四年刊)

② 交付要綱では「社会同和教育の推進を図るため」と定めているが、当分の間は同和地区子ども会指導員に限定している。

#### 四、頻発する差別事件と解放教育の課題

次に、これらの前進面とともに、なお残された課題も大阪の解放教育運動には数多く存在する現状にある。

第一に、差別事件の頻発に典型的に見られるように、学校教育における差別の構造が根本的には変革されていないことである。今日の教育はまさに「いじめ」の構造になっており、多くの子供たちに不満や鬱積をつのらせる構造になっています。その典型が差別事件に見られる。今日の学校の多くははまさに「競争主義」が支配的であり、ペーパーテストの点数によって人間性の全てを計ろうとし、競争をかきかき、その競争に勝つために子供の全生活を管理していくようになっていく。そしてこの管理に反抗すれば「処分主義」がまわっている。そこから「教育工場」という言葉さえ一部では生まれている。人間の成長は末広がりなのに、競争や管理はしりすばみなのが現実である。この矛盾の爆発が「非行」であり、「差別事件」となっており

10年前の第一次解放教育計画運動を提起した頃にも、「低学力」問題が重視され、「低学力」克服のためには、学校や地域の教育諸条件をさらに高めるとともに、「促進指導」の充実、強化、地区補充学級の改善、子ども会活動との結合などが強調されました。10年前に比べて、大きく教育諸条件が改善されたにもかかわらず、なお「低学力」にある原因はどこにあるのかの解明を真剣におこなわなければなりません。学力保障の主たる責任は学校にあるわけですから、「促進指導」の総括も含めて、さらに検討されねばならないといえよう。

第三番目の課題は、地域の自主的教育活動がまだまだ弱く、子どもや親の立ち上がり、教育運動への結集がはかりきれいていないことである。子ども会活動は、この10年間で量的に大きく発展したとはいえ、子どもたちの年齢が高まるにつれ、結集率が大きく低下している実態にある。高校生や大学生の自主活動も発展しているとはいえ、インテリ(高学歴者)層の部落からの逃避傾向も依然としてあります。また、かつては学校の差別教育を告発し、教育行政交渉にも生活をかけて参加した親たちの姿が減り、保育、教育の保護者活動のマンネリ化、弱体化が指摘されている。子どもの教育に対する親たちの態度においても、かつての「放任」傾向が減ったものの、「過干渉(過保護)」

の傾向が増え、今日の受験体制の思想にどっぷりつかった教育ママ(パパ)が出現しつつある現状も指摘されている。

部落解放の担い手づくりをめざし、自らの立場(部落解放運動の立場)で自らの子どもたちを教育するという原則を改めて強調し、地域における教育活動をさらに高めていかなければならないといえよう。

最後に第四の課題としては、10年間の解放教育計画運動を目的意識的に推し進め、大きな成果をあげた地域がある一方、多くの地域では依然として地域の側が教育方針をうちたてることができず、子どもの教育で「学校(保育所)まかせ」の傾向を脱しきれず、学校と地域が一体となった教育運動が実現していない現状もあることである。

また、子ども会活動の現状も同様の「指導者まかせ」傾向があり、それゆえ、保育所・小学校・中学校・高校・子ども会・奨学生活動・保護者組織の相互の交流と連携がなされていない現状も明らかとなってきている。これらの状況をふまえて、大阪の解放教育運動全体を通しての総括とともに、各地域ごとの具体的な総括運動を組織することも必要となってきたている。

注記

① 『大阪の進路保障』第十三集(一九八三年版)大阪府同和教